

丹波山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 625	千円 1,589,403	千円 203,341	千円 202,894	% 12.8	% 12.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

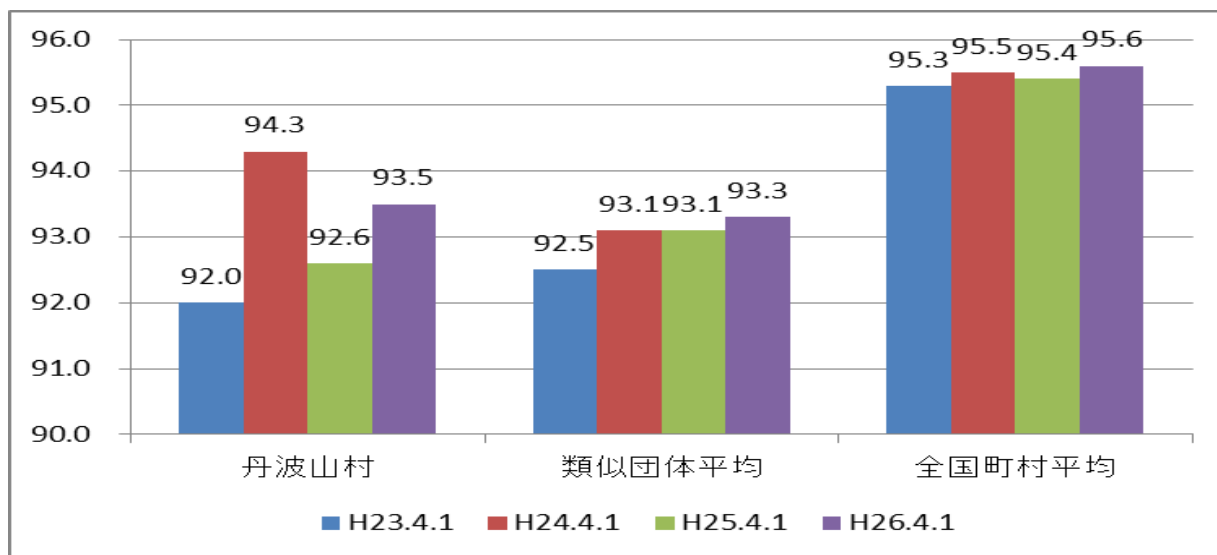
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 22	千円 74,431	千円 14,915	千円 29,418	千円 118,764	千円 5,398	千円 5,334

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平成2%の水準で引き下げ。
なお、激変緩和のため、当分の間は経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
丹波山村	43.2 歳	312,100 円	354,400 円	344,500 円
山梨県	43.3 歳	338,685 円	423,263 円	376,250 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.2 歳	301,845 円	343,565 円	327,931 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
丹波山村	43.3歳	5人	212,400円	239,600円	223,500円	—	—	—	—
うち その他	43.3歳	5人	212,400円	239,600円	223,500円	—	—	—	—
山梨県	50.4歳	134人	346,283円	398,116円	372,299円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992円	—	326,611円	—	—	—	—
類似団体	50.3歳	3人	268,323円	294,171円	283,287円	—	—	—	—

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区分		丹波山村	山梨県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	172,200円
	高校卒	140,100円	144,500円	140,100円
技能労務職	高校卒	137,200円	146,700円	—
	中学卒	129,200円	129,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

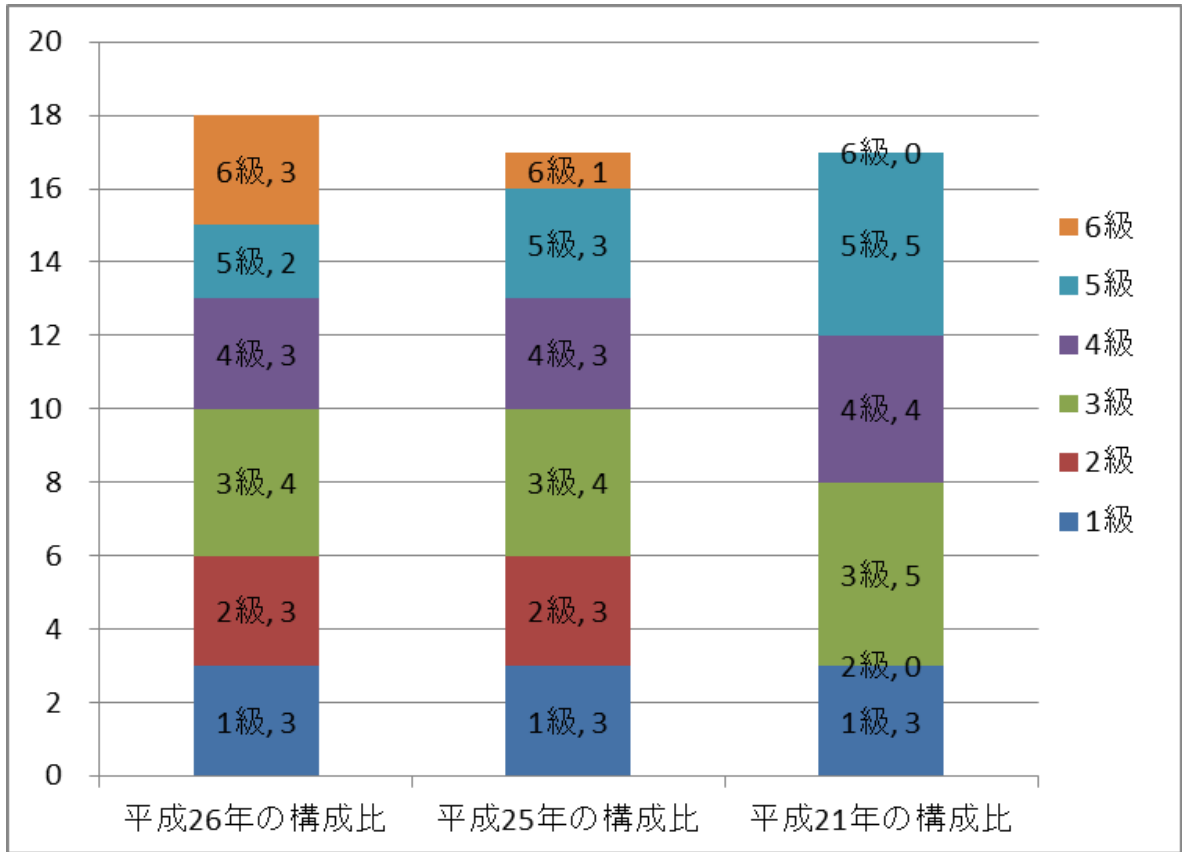
区分		経験年数 10年以上～15年未満	経験年数 20年以上～25年未満	経験年数 25年以上～30年未満	経験年数 30年以上～35年未満
一般行政職	大学卒	239,600 円	332,000 円	380,300 円	— 円
	高校卒	— 円	299,100 円	361,200 円	368,300 円
技能労務職	高校卒	202,200 円	— 円	256,500 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	複雑かつ困難な業務を行う課長の職務	3 人	16.6 %
5 級	困難な業務を行う次長又は課長の職務	2 人	11.1 %
4 級	主幹、次長又は課長の職務	3 人	16.7 %
3 級	副主査又は主査の職務	4 人	22.2 %
2 級	主任の職務	3 人	16.7 %
1 級	主事の職務	3 人	16.7 %

- (注) 1 丹波山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

丹波山村	山梨県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,396 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,484 千円	-
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 措置なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

現状では全職員一律としている。ただし、人事評価の導入を検討中のため、今後は仕組みや運用を考えながらいずれ反映させていく予定である。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

丹波山村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	21.62月分	27.025月分	勤続 20 年	21.62月分	27.025月分
勤続 25 年	30.82月分	36.570月分	勤続 25 年	30.82月分	36.570月分
勤続 35 年	43.70月分	52.440月分	勤続 35 年	43.70月分	52.440月分
最高限度額	52.44月分	52.440月分	最高限度額	52.44月分	52.440月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		

(3) 地域手当（平成 26 年 4 月 1 日現在） 丹波山村は支給実績なし

支給実績（25年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
	%	人	%

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績（25年度決算）		10,272 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（25年度決算）		10,272 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		3.6 %		
手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
診療所業務従事手当	・ 診療所医師 ・ 歯科医師	診療所に勤務する常勤の医師・ 歯科医師	千円 10,272	月額 856,000 円 (診療所医師)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	5,827	千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	265	千円
支給実績（24年度決算）	4,347	千円
職員1人当たり平均支給年額 （24年度決算）	190	千円

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （25年度決算）
扶養手当	・ 配偶者 13,000円 ・ 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・ 配偶者がいない場合の扶養親族 1人目 11,000円 ・ 特定扶養 5,000円加算	同じ		千円 2,983	円 271,182
住居手当	・ 借家で家賃12,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じ27,000円を限度に支給	同じ		千円 987	円 197,400
通勤手当	交通機関利用の場合、運賃55,000円までは全額支給。自動車等の使用者は、通勤距離に応じて支給。 ・ 5km以下 2,000円 ・ 5～10km 4,100円 ・ 10～15km 6,500円 ・ 15～20km 8,900円 ・ 20～25km 11,300円 ・ 25～30km 13,700円 ・ 30～35km 16,100円 ・ 35～40km 18,500円 ・ 40～45km 20,900円 ・ 45～50km 21,800円 ・ 50～55km 22,700円 ・ 55～60km 23,600円 ・ 60km以上 24,500円	同じ		千円 1,361	円 194,429
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員へ給料月額額の100分の15を超えない範囲で支給	異なる	定額ではなく率で支給	千円 1,730	円 288,333
寒冷地手当	世帯主で扶養親族あり 17,800円 世帯主で扶養親族なし 10,200円 その他 7,360円	同じ		千円 1,507	円 53,821
宿日直手当	1回につき4,200円支給			千円 500	円 22,727

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	500,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000円 / 230,400円 円 / 円
	副 市 町 村 長	450,000 円 (— 円)	
報 酬	議 長	190,000 円 (— 円)	395,000円 / 140,000円
	副 議 長	158,000 円 (— 円)	310,000円 / 115,000円
	議 員	135,000 円 (— 円)	290,000円 / 100,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(25年度支給割合) 3.95 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(25年度支給割合) 3.35 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×42/100	(1期の手当額) 10,080千円 (支給時期) 任期毎
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

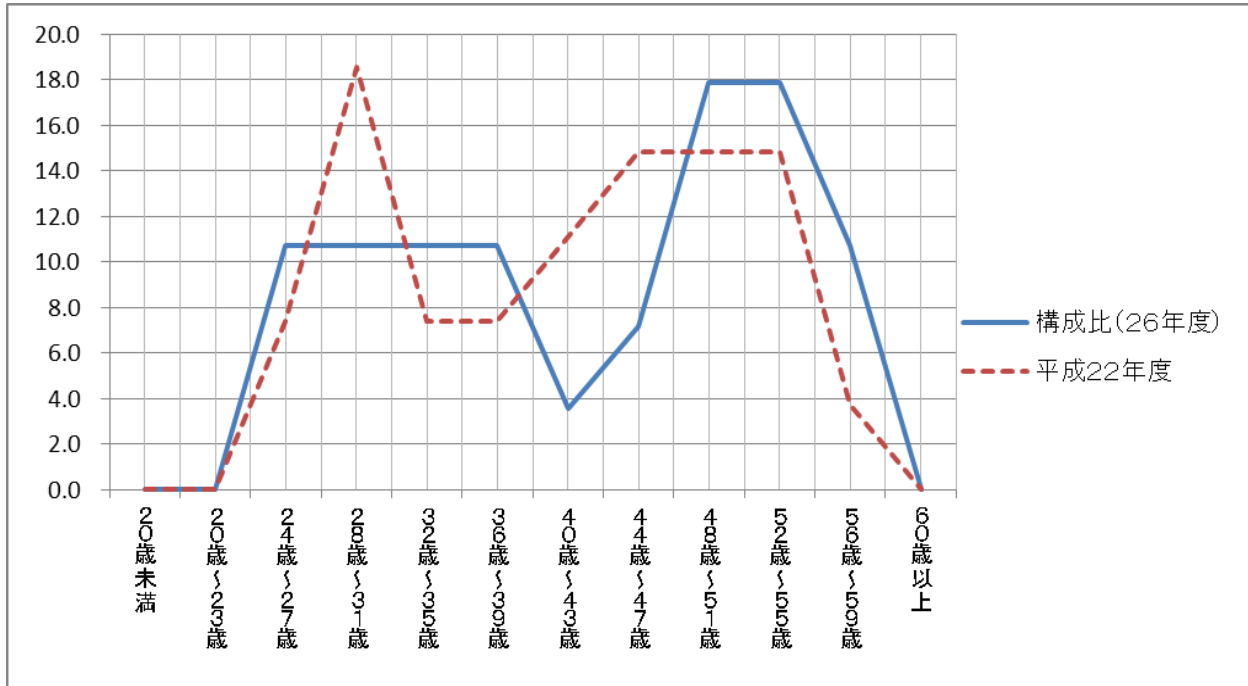
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	0	1	1	業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し 業務の見直し
		総 務	5	3	△2	
		税 務	1	1	0	
		農 林 水 産	2	2	0	
		商 工	5	5	0	
		土 木	2	1	△1	
		民 生	2	4	2	
		衛 生	2	3	1	
		計	19	20	1	
	教 育 部 門	3	3	0		
小 計	22	23	1			
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院 水 道 下 水 道 そ の 他	3	3	0		
		1	1	0		
		1	1	0		
		1	1	0		
	小 計	6	6	0		
合 計		28	29	1		
		[38]	[38]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区分	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
平成26年4月1日職員数	0人	3人	3人	3人	3人	1人	2人	5人	5人	3人	0人	28人
平成22年4月1日職員数	0人	2人	5人	2人	2人	3人	4人	4人	4人	1人	0人	27人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	19	18	17	19	19	20	1 (105.26%)
教育	3	3	3	3	3	3	0 (100.00%)
消防							(%)
普通会計	22	21	20	22	22	23	1 (104.55%)
公営企業等会計	6	6	6	5	6	6	0 (100.00%)
総合計	28	27	26	27	28	29	1 (103.57%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。